

第 7 期 決 算 公 告

平成19年6月28日

大阪市中央区城見一丁目4番27号
株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長 桔梗 芳人

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	89,450	預 金	3,365,331
現 金	37,698	当 座 預 金	210,941
預 け 金	51,752	普 通 預 金	1,294,335
買 入 金 銭 債 権	160,838	貯 蓄 預 金	30,986
商 品 有 価 証 券	272	通 知 預 金	7,235
商 品 国 債	272	定 期 預 金	1,798,441
有 価 証 券	667,990	定 期 積 金	1,009
国 債	268,510	そ の 他 の 預 金	22,381
地 方 債	37,474	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	29,574
社 債	249,881	借 用 金	74,411
株 式	23,743	借 入 金	74,411
そ の 他 の 証 券	88,381	外 国 為 替	138
貸 出 金	2,675,992	売 渡 外 国 為 替	135
割 引 手 形	71,768	未 払 外 国 為 替	2
手 形 貸 付	189,523	そ の 他 負 債	21,682
証 書 貸 付	2,262,206	未 決 済 為 替 借	262
当 座 貸 越	152,493	未 払 法 人 税 等	3,199
外 国 為 替	9,220	未 払 費 用	6,195
外 国 他 店 預 け	2,995	前 受 収 益	2,060
買 入 外 国 為 替	2,199	従 業 員 預 り 金	0
取 立 外 国 為 替	4,024	給 付 補 て ん 備 金	3
そ の 他 資 産	13,516	金 融 派 生 商 品	108
未 決 済 為 替 貸	332	そ の 他 の 負 債	9,851
前 払 費 用	428	退 職 給 付 引 当 金	2,624
未 収 収 益	3,730	そ の 他 の 引 当 金	1,057
金 融 派 生 商 品	109	支 払 承 諾	28,181
そ の 他 の 資 産	8,915	負 債 の 部 合 計	3,523,002
有 形 固 定 資 産	32,339	(純 資 産 の 部)	
建 物	7,619	資 本 金	38,971
土 地	23,170	資 本 剰 余 金	55,439
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,548	資 本 準 備 金	38,971
無 形 固 定 資 産	1,586	そ の 他 資 本 剰 余 金	16,467
ソ フ ト ウ ェ ア	1,289	利 益 剰 余 金	22,282
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	296	そ の 他 利 益 剰 余 金	22,282
繰 延 税 金 資 産	4,062	繰 越 利 益 剰 余 金	22,282
支 払 承 諾 見 返	28,181	株 主 資 本 合 計	116,692
貸 倒 引 当 金	37,576	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,178
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,178
資 産 の 部 合 計	3,645,873	純 資 産 の 部 合 計	122,871
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,645,873

損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		88,680
資金運用収益	64,983	
貸出金利息	56,257	
有価証券利息配当金	7,765	
コ-ル口-ン利息	98	
預け金利息	7	
その他の受入利息	854	
役務取引等収益	15,660	
受入為替手数料	4,434	
その他の役務収益	11,225	
その他の業務収益	2,660	
外国為替売買益	607	
商品有価証券売買益	2	
国債等債券売却益	2,049	
金融派生商品収益	0	
その他の経常収益	5,375	
株式等売却益	2,513	
その他の経常収益	2,862	
経常費用		69,900
資金調達費用	6,833	
預金利息	5,085	
譲渡性預金利息	0	
コ-ルマネ-利息	200	
債券貸借取引支払利息	56	
売渡手形利息	3	
借入金利息	1,483	
その他の支払利息	4	
役務取引等費用	7,580	
支払為替手数料	874	
その他の役務費用	6,705	
その他の業務費用	2,009	
国債等債券売却損	2,001	
国債等債券償還損	8	
営業経費用	43,034	
その他の経常費用	10,443	
貸出金償却	6,875	
株式等売却損	22	
株式等償却	359	
その他の経常費用	3,185	
経常利益		18,779
特別利益		9,370
固定資産処分益	148	
貸倒引当金戻入益	5,326	
償却債権取立益	3,895	
特別損失		3,734
固定資産処分損失	333	
減損損失	846	
その他の特別損失	2,553	
税引前当期純利益		24,416
法人税、住民税及び事業税		2,916
法人税等調整額		60
当期純利益		21,439

(貸借対照表注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法) 子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定) 時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

動 産 3年～20年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,475百万円であります。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

10. その他の引当金は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことに伴い、当期から、負債計上を中止した預金に関して、将来発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益が1,057百万円減少しております。

11. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 13. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

14. 関係会社の株式総額（親会社株式を除く）	2,214	百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額	38,737	百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額	21,097	百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額	10,181	百万円

18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 取得価額相当額	動産	1,801	百万円
	その他	12	百万円
	合計	1,813	百万円
2. 減価償却累計額相当額	動産	719	百万円
	その他	10	百万円
	合計	730	百万円
3. 期末残高相当額	動産	1,081	百万円
	その他	2	百万円
	合計	1,083	百万円
4. 未経過リース料 期末残高相当額	1年内	334	百万円
	1年超	786	百万円
	合計	1,120	百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	301	百万円
	減価償却費相当額	268	百万円
	支払利息相当額	37	百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,569百万円、延滞債権額は61,517百万円であります。

なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,975百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,635百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は92,697百万円であります。

なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額

は74,191百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	90,991百万円
貸出金	30,000百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,860百万円
債券貸借取引受入担保金	29,574百万円
借入金	9,300百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、現金預け金6,700百万円、有価証券50,176百万円及びその他資産46百万円を差し入れております。

また、「その他の資産」のうち保証金は1,742百万円であります。

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金65,000百万円が含まれております。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は30,570百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ30,570百万円減少しております。

27. 1株当たりの純資産額 46円36銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出することとしております。

28. 当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。

第一回優先株式 1株につき 6円80銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下32.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	272	0

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	9,701	18,824	9,123	9,216	92
債券	529,418	525,226	4,192	402	4,595
国債	271,778	268,510	3,268	83	3,351
地方債	37,551	37,474	76	133	210
社債	220,088	219,241	847	185	1,033
その他	191,802	195,886	4,084	5,366	1,282
合計	730,922	739,937	9,015	14,985	5,970

なお、上記の評価差額から繰延税金負債2,836百万円を差し引いた額が、「その他有価証券評価差額金」であります。

30. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	149,217	4,563	2,023

31. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	30,640
子会社株式	2,214
その他有価証券	
非上場株式	2,703
投資事業有限責任組合に類するもの出資持分	409

32. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	151,792	323,784	59,197	21,091
国債	44,902	192,711	25,998	4,898
地方債	10,782	19,059	7,632	-
社債	96,107	112,013	25,566	16,193
その他	3,534	14,415	13,402	133,250
合計	155,327	338,199	72,599	154,342

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、544,489百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが541,976百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 当期末の退職給付債務等は次のとおりであります。

退職給付債務	29,706	百万円
年金資産(時価)	23,797	
未積立退職給付債務	5,908	
未認識数理計算上の差異	3,846	
貸借対照表計上額の純額	2,062	
前払年金費用	562	
退職給付引当金	2,624	

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	115,107	百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	15,324	
有価証券償却否認額	6,323	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	854	
その他	9,210	
繰延税金資産小計	146,821	
評価性引当額	139,847	
繰延税金資産合計	6,974	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	2,836	
その他	75	
繰延税金負債合計	2,911	
繰延税金資産の純額	4,062	百万円

36. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は122,871百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他の資産」に区分して表示しております。
「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分して表示しております。
「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

37. 従来、証券取引法第2条第1項に該当する住宅ローン債権等については、「有価証券」中の「その他の証券」として表示しておりましたが、当期より「買入金銭債権」として表示しております。

38. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は9.26%であります。

(損益計算書注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額 2百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 170百万円

役務取引等に係る費用総額 1,693百万円

その他の取引に係る費用総額 538百万円

関係会社とのその他の取引

代位弁済額 3,646百万円

3. 1株当たり当期純利益金額 15円30銭

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 13円53銭

5. 「その他の経常収益」には、債権売却益 1,532百万円を含んでおります。

6. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について799百万円、廃止予定店舗等について47百万円の「減損損失」を計上しております。

上記「減損損失」の合計のうち、建物は386百万円、土地は392百万円、その他の有形固定資産は67百万円であります。

グルーピングの単位は、稼働資産については、従来、一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般、当社の営業戦略上の統廃合が一巡したこと、及び統廃合後の営業店別の収益構造が確立されたことにより、継続的な収益の管理・把握が可能となったことに伴い、当期より各営業店をグルーピングの単位とすることに変更しております。この変更により、従来の方法に比べ、「税引前当期純利益」が799百万円減少しております。

本部、事務の集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗等については、各々独立した単位としております。

回収可能額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

7. 「その他の特別損失」は、システム更改に伴う損失であります。

8. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	近畿大阪信用保証株式会社	直接 99.9%	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に 係る被保証	917,375		
				保証料等	1,693	未払費用	101
				代位弁済	3,646		

(注) 1 取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

2 住宅ローン等に係る保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、每期交渉の上決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社 りそな銀行			資金の借入	40,000	借入金	40,000
				支払利息	1,305	未払費用	3

(注) 1 取引金額は、当事業年度中の平均残高を記載しております。

2 借入金は劣後特約付借入金であります。取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。